

マネジメントシステム認証機関の認定の手順

JAB MS200:2022

第 35 版 : 2022 年 12 月 16 日

第 1 版 : 2007 年 3 月 13 日

公益財団法人日本適合性認定協会

目 次

	ページ
1. 適用範囲.....	4
2. 関係文書.....	4
2.1 引用文書	4
2.2 一般基準文書	4
2.3 固有認定基準	5
2.4 固有認定手順	7
2.5 認定規則	7
2.6 関連文書 (references)	7
3. 用語及び定義.....	8
3.1 認定範囲	8
3.2 認定周期	8
4. 申請及び認定維持のための条件、義務、及び一般事項.....	8
4.2 認定の申請.....	8
5. 認証機関の義務	9
5.4 認定に必要な情報の提供	9
5.8 認定の地位の主張及び認定シンボルの使用.....	9
6. 審査実施における一般事項	9
6.4 審査計画	9
6.5 初回会議	9
6.11 他の認定機関の認定を受けているマネジメントシステム認証機関の審査	9
6.12 合同審査	9
9. 認定の維持	10
9.1 認定審査プログラム	10
9.2 サーベイランス審査	12
9.5 再審査.....	13
9.6 立会	13
10. 認定の拡大.....	14
13. 公開する CAB 情報	14
16. 認定の一時停止及び取消し.....	14
付表 1 認定サブスキーム及び認定分野	15
付表 2 認証実績又は組織審査予定に係る初回及び拡大の申請条件.....	18
付表 3 初回及び拡大審査における組織審査立会数.....	21
附属書 A－国外認定の手順	24
附属書 B－審査立会にかかわる要請	27
附属書 C－マーケットサーベイランス訪問の手順.....	28
附属書 D－パフォーマンスデータの提供に関する要領.....	30
附属書 E－フレキシブルな認定範囲を適用する認定スキームの認定範囲管理手順.....	31

<附属書 E 別紙> 認定分野 (AMS) (認定分野廃止前の認定分野)	34
付帯文書 A	35
付帯文書 B	43

1. 適用範囲

この文書は、公益財団法人日本適合性認定協会が JAB200 に従って行うマネジメントシステム認証機関の認定活動に適用する。4. 以降の箇条番号は、JAB200 の箇条番号と合わせており、箇条番号は必ずしも連続していないことに注意が必要である。

2. 関係文書

2.1 引用文書

JAB200	認定マニュアル
JAB201	フレキシブルな認定範囲の管理に関する方針
JIS Q 9000	品質マネジメントシステム—基本及び用語
JIS Q 17000	適合性評価—用語及び一般原則
JIS Q 17011	適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項
IAF ID1	IAF Informative Document For QMS and EMS Scopes of Accreditation

2.2 一般基準文書

次に掲げる文書は、マネジメントシステム認証機関に対する認定の一般基準として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

JIS Q 17021-1:2015 (ISO/IEC 17021-1:2015)	適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第1部：要求事項
IAF MD1	IAF Mandatory Document for the Audit and Certification of a Management System Operated by a Multi-Site Organization
IAF MD2	IAF Mandatory Document for the Transfer of Accredited Certification of Management Systems
IAF MD4	IAF Mandatory Document for the use of Information and Communication Technology (ICT) for Auditing/Assessment Purposes
IAF MD5	Determination of Audit Time of Quality, Environmental, and Occupational Health & Safety Management Systems
IAF MD11	IAF Mandatory Document for Application of ISO/IEC 17021 for Audits of Integrated Management Systems (IMS)
IAF MD23	Control of Entities Operating on Behalf of Accredited Management Systems Certification Bodies

2.3 固有認定基準

次に掲げる文書は、付表 1 に掲げるマネジメントシステムごとの機関に対する認定の固有基準として該当機関の認定審査及び関連する認定活動に適用する。

2.3.1 品質マネジメントシステム

JIS Q 17021-3:2018 (ISO/IEC 17021-3:2017) 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第 3 部：品質マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項

2.3.2 航空宇宙品質マネジメントシステム

SJAC9104-1A:2022 航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステムの認証に対する要求事項

2.3.3 情報通信品質マネジメントシステム

JAB MS102 マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足基準—情報通信品質マネジメントシステム—

2.3.4 医療機器品質マネジメントシステム

IAF MD9 Application of ISO/IEC 17021-1 in the Field of Medical Device Quality Management Systems (ISO 13485)

2.3.5 環境マネジメントシステム

JIS Q 17021-2:2018 (ISO/IEC 17021-2:2016) 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第 2 部：環境マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項

2.3.6 エネルギーマネジメントシステム

JIS Q 50003:2015 (ISO 50003:2014) エネルギーマネジメントシステム—エネルギーマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項

2.3.7 情報セキュリティマネジメントシステム

JIS Q 27006:2018 (ISO/IEC 27006:2015) 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項

2.3.8 IT サービスマネジメントシステム

ISO/IEC 20000-6:2017 Information technology -- Service management -- Part 6:

Requirements for bodies providing audit and certification of service management systems

2.3.9 JIS Q 45001 労働安全衛生マネジメントシステム

JIS Q 17021-10:2018 (ISO/IEC TS 17021-10:2018) 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第10部：労働安全衛生マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項

IAF MD22:2019 Application of ISO/IEC 17021-1 for the Certification of Occupational Health and Safety Management Systems (OH&SMS)

2.3.10 JIS Q 45100 労働安全衛生マネジメントシステム

19-認シス第 0145 号「JIS Q 45100 認証機関に対する認定要求事項について」による。

2.3.11 食品安全マネジメントシステム

ISO/TS 22003:2013 Food safety management systems -- Requirements for bodies providing audit and certification of food safety management systems

2.3.12 食品安全システム認証 22000

FSSC 22000 Part III Requirements for Certification Process
FSSC 22000 Part IV Requirements for Certification Bodies

2.3.13 食品安全マネジメントシステム JFS-C 認証

JFS-C 認証プログラム文書 (Ver3.1 以降)

2.3.14 道路交通安全マネジメントシステム

ISO/IEC TS 17021-7:2014 Conformity assessment - Requirements for bodies providing audit and certification of management systems - Part 7: Competence requirements for auditing and certification of road traffic safety management systems

2.3.15 NIPPON-Road Traffic Safety (N-RTS)マネジメントシステム

ISO 39001:2012 道路交通安全マネジメントシステムに関する追加要求事項 (N-RTS マネジメントシステム) (2014年8月11日)

備考：独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)発行。以下、N-RTSMS 要求事項という。

2.3.16 アセットマネジメントシステム

ISO/IEC TS 17021-5:2014 Conformity assessment -- Requirements for bodies providing audit and certification of management systems -- Part 5: Competence requirements for auditing and certification of asset management systems

2.3.17 イベントサステナビリティマネジメントシステム

ISO/IEC TS 17021-4:2013 Conformity assessment -- Requirements for bodies providing audit and certification of management systems -- Part 4: Competence requirements for auditing and certification of event sustainability management systems

JAB MS110

マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足基準
 –イベントサステナビリティマネジメントシステム–

2.4 固有認定手順

次に掲げる文書は、付表 1 に掲げるマネジメントシステムごとの機関に対する認定の固有手順として該当機関の認定審査及び関連する認定活動に適用する。

2.4.1 航空宇宙品質マネジメントシステム

この文書 付帯文書 A マネジメントシステム認証機関の認定の補足手順
 –航空宇宙品質マネジメントシステム–

2.4.2 食品安全システム認証 22000 及び JFS-C 認証

この文書 付帯文書 B マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足手順
 –食品安全システム認証 22000 及び JFS-C 認証–

2.5 認定規則

次に掲げる文書は、認定の規則として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

JAB N401 認定に関する料金規定

JAB N410 認定シンボル使用規則

2.6 関連文書 (references)

IAF MD7 IAF Mandatory Document for Harmonization of Sanctions to be applied to Conformity Assessment Bodies

IAF MD12	Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries
IAF ID3	IAF Informative Document for Management of Extraordinary Events or Circumstances Affecting ABs, CABs and Certified Organizations
IAF ID4	Market Surveillance Visits to Certified Organizations
IAF MD15	IAF Mandatory Document for the Collection of Data to Provide Indicators of Management System Certification Bodies' Performance
IAF MD17	Witnessing Activities for the Accreditation of Management Systems Certification Bodies
JAB NS511	マネジメントシステム認証に関する基本的な考え方－故意に虚偽説明を行っていた事実が判明した認証組織に対する処置－
JAB NS512	マネジメントシステム認証に関する基本的な考え方－認証範囲及びその表記－
JAB MS310	JIS Q 45001 (ISO 45001) 認証に係る認定の指針
JIS Q 19011:2019 (ISO 19011:2018)	マネジメントシステム監査のための指針

3. 用語及び定義

この文書で用いる主な用語の定義は、2.3 に示す該当の認定基準、JAB200、JIS Q 9000、JIS Q 17000 及び JIS Q 17011 によるほか、次による。

備考：この項における用語の分類及び定義は、認定審査を対象としており、認定審査以外の第三者審査（機関による審査）又は監査（顧客監査、内部監査）で適用されることを要求又は推奨する意図はない。

3.1 認定範囲

マネジメントシステム認証機関の認定範囲（認定サブスキーム及び認定分野）は付表 1 による。

3.2 認定周期

初回認定授与後の有効期限は、4 年後の、初回認定授与の決定日と同じ月日を含む月の末日までとする。

再審査後に認定周期の更新が決定された場合の次の認定周期は、前の認定の有効期限の翌日から始まり、前の認定の認定有効期限の 4 年後の同月末日までとする。

4. 申請及び認定維持のための条件、義務、及び一般事項

4.2 認定の申請

4.2.1 認定の申請条件は、JAB200 4.2.1 のほか、次のとおりである。

なお、イベントサステナビリティマネジメントシステムに対する申請は、b) のみを条

件とする。

- a) 内部監査及びマネジメントレビューを含む文書化された機関のマネジメントシステムの全体を1回以上運用した実績があること。
- b) 付表2に示す該当する申請条件を満たすこと。

5. 認証機関の義務

5.4 認定に必要な情報の提供

機関は、附属書Dに基づき、機関のパフォーマンスに関するデータを本協会に提供しなければならない。

5.8 認定の地位の主張及び認定シンボルの使用

認定された範囲で発行する認証文書に、認定シンボルの表示又は認定の地位の参照(認定機関の識別を含む)を含まなければならない。この表示又は参照には、本協会以外の認定機関による認定も含まれる。又、認定された範囲内で、非認定の認証文書又は証明書を発行してはならない。

6. 審査実施における一般事項

6.4 審査計画

本協会は、初回審査において事業所審査及び実地審査立会を事務所審査以前に実施しない。

6.5 初回会議

事務所審査及び事業所審査において、認定審査チームは、機関の本部又は主たる事務所にて初回会議をもつ。

6.11 他の認定機関の認定を受けているマネジメントシステム認証機関の審査

JAB200 6.11 による。

注記：相互承認署名機関でない認定機関で当該認定機関が JIS Q 17011 の要求事項を満足して運営されており、本協会と同等の認定の基準を用いて認定を行っていることが確認できる事例としては、本協会が ANAB、JAS-ANZ、SCC などと締結している MCAA(Multilateral Cooperative Accreditation Arrangement)が挙げられる。

6.12 合同審査

本協会は、次の場合に認定審査の全部又は一部を他の認定機関、スキームオーナーと合同で実施することがある。

- b) 機関が航空宇宙品質マネジメントシステムに係る認定を受けている場合で、当該認証制度を管理する航空宇宙審査登録管理委員会から合同審査の申し入れがある場合

9. 認定の維持

9.1 認定審査プログラム

9.1.1 認定審査プログラムの区分

認定審査プログラムは、機関の認証サービス提供の状況に基づき、次の区分によって作成する。

a) 通常の場合

b) 機関が次の条件を満たして安定した認証サービスを提供している場合

- 1) 直前の連続した 8 年間(又は 2 認定周期)に、認定の一時停止がないこと。ただし、機関の依頼による認定範囲の一時停止で当該機関の認証サービスの安定性に影響が無いことを認定委員会が認めた場合を除く。
- 2) 直前の連続した 8 年間(又は 2 認定周期)に、認定の縮小がないこと。ただし、機関の依頼による認定範囲の縮小で当該機関の認証サービスの安定性に影響が無いことを認定委員会が認めた場合を除く。
- 3) 機関が提供するマネジメントシステム認証の信頼性を著しく損なう客観的事実がないこと。例えば、機関の認証に関連するすべての苦情・異議申立て（マスコミ報道を含む）が適切に処理されている、直前の連続した 4 年間の認定審査で検出されたすべての不適合が成功裏に解決されているなど。
- 4) 直前の認定審査を通して、機関の安定した認証サービスを提供する能力に問題がないと判断され、それを認定委員会に認められること。

9.1.2 認定審査プログラムの区分の変更

9.1.2.1 区分変更の決定

a) 原則として、9.1.1 1)及び 2)に規定する条件に到達する日が含まれる

サーベイランス/再審査期間に実施されるサーベイランス/再審査において、9.1.1 1)から 4)に規定するすべての条件を満足していることを確認し、認定委員会が 9.1.1 a)に示す通常の区分から 9.1.1 b)に示す安定した認証サービスを提供している区分への変更の可否を決定する。

b) 9.1.1 b)に示す安定した認証サービスを提供している区分が適用されている機関が、9.1.1 1)及び 2)に規定する条件を欠くこととなった場合、直ちに 9.1.1 a)に示す通常の区分に復する。また、9.1.1 3)及び 4)に規定する条件を欠くこととなった場合、認定委員会の決定を経て 9.1.1 a)に示す通常の区分に復する。

9.1.2.2 変更後の区分の適用

a) 9.1.2.1 a)によって区分変更が決定された場合、原則として、決定後、最初の認定審査プログラム（認定周期）から区分を変更する。ただし、サーベイランス審査に伴って区分変更が決定された場合、本協会は、認定審査プログラムを改定し、決定後、最初のサーベイランス審査又は再審査から変更後の区分を適用することができる。

b) 9.1.2.1 b)によって区分変更が決定された場合、原則として、決定後、直ちに区分を変更する。

9.1.3 事務所審査及び事業所審査の頻度と工数

9.1.3.1 事務所審査の頻度と工数

認定審査プログラム（認定周期）における定期的な事務所審査の頻度と工数は、次によって該当又は選択した項目に示す頻度及び工数とする。

なお、

a) 通常区分の場合

事務所審査の頻度：認定の授与又は有効期限の月から、原則として 6 か月、18 か月及び 30 か月後の月に実施するサーベイランス審査、及び認定の有効期限に先立って 4 年目に行う再審査（訪問回数 4 回）

事務所審査工数：それぞれの事務所審査ごとに、機関の規模及び活動範囲に応じて本協会が決定した工数

b) 機関が 9.1.1 の条件を満たして安定した認証サービスを提供している場合

本協会が機関と協議して選択した次に示す頻度及び工数とする。ただし、事務所審査の頻度の変更は、認定審査プログラム（認定周期）の途中で行うことはしない。なお、認定範囲に航空宇宙品質マネジメントシステム認証、医療機器品質マネジメントシステム認証、食品安全マネジメントシステム認証、食品安全マネジメントシステム認証 22000 又は JFS-C 認証が含まれる場合は、2) に示す頻度及び工数とする。

いずれの場合も、再審査における事務所審査の工数は、機関の規模及び活動範囲に応じて本協会が決定した工数とする。

1) 事務所審査の頻度：認定の有効期限の月から、原則として 10 か月及び 26 か月後の月に実施するサーベイランス審査、及び認定の有効期限に先立って 4 年目に行う再審査（訪問回数 3 回）

事務所審査工数：それぞれの事務所審査ごとに、機関の規模及び活動範囲に応じて本協会が決定した工数

2) 事務所審査の頻度：通常の場合と同じ（訪問回数 4 回）

なお、事務所審査工数については、サーベイランス審査の総工数（サーベイランス回数 2 回の場合の工数）を基準として、3 回のサーベイランスに配分した工数とする。

9.1.3.2 事業所審査の頻度と工数

該当する場合、9.1.3.1 に規定する事務所審査に加えて、認定に関連して機関が運営するすべての事業所の中から、サンプリングした数の事業所を訪問して審査を行う。また、一つ又は複数の主要な活動を行う事業所については、原則として一つの認定審査プログラム（認定周期）の中で、すべての事業所を訪問して審査する。なお、事業所審査の工数は、事業所の規模及び活動範囲に応じて本協会が決定した工数とする。

なお、主要な活動には、方針の作成、プロセス及び/又は手順の開発、審査要員の初期承認又は審査要員の教育・訓練の管理、審査要員の継続的モニタリング、契約内容の確認、審査の計画、審査要員の割当、サーベイランス又は再認証審査の管理、審査の

結果のレビュー、承認及び決定が含まれる。

9.1.4 認証活動への立会いの数

9.1.4.1 組織審査立会の数

認定審査プログラム（認定周期）における組織審査立会は、認定範囲に含まれるすべての組織審査（組織が本協会の認定シンボルを使用しているかは問わない）を対象とし、次によって該当又は選択した項目に示す数とする。

a) 通常の場合

マネジメントシステム認証ごとに、機関の認証活動範囲及び認証組織数を考慮して算出した数

b) 機関が 9.1.1 b) の条件を満たして安定した認証サービスを提供している場合

前 a)（通常の場合）によって算出した認定審査プログラム（認定周期）における立会い総数の約 3/4 を基準として各審査に配分した数

ただし、既認定及び新たに拡大認定されたマネジメントシステム認証が、原則として認定から 4 年を経過するまでは、前 a)（通常の場合）によって算出した認定審査プログラム（認定周期）における立会い総数を基準として各審査に配分した数

9.1.4.2 組織審査以外の認証活動への立会いの数

認定審査プログラム（認定周期）における組織審査以外の認証活動への立成いは、機関の認証活動の状況を考慮して、すべての認証活動の中から、本協会が選定した種類、数の活動に立ち会う。

9.2 サーベイランス審査

9.2.1 書類の提出

9.2.1.1 機関は、サーベイランス現地審査前、本協会が別途に通知する時期までに、2.1 及び 2.2 に示す該当の認定基準の要求事項をカバーした品質マニュアル、関連するマネジメントシステム文書一式、認定基準の要求事項と品質マニュアルなどとの対照表及び文書体系を示す表を含む最新の文書を本協会が指定した方法で提出する。

9.2.1.2 機関は、9.2.1.1 にて提出した書類に追加の変更がある場合は、該当するサーベイランスの現地審査が適切に実施されるよう、遅滞なく、変更の一覧表及び変更該当文書を本協会に提出しなければならない。

9.2.2 認定審査計画の作成と通知

認定審査チームは、JAB200 6.4 に準じサーベイランス現地審査の実施時期に関する通知に基づき、各々の現地審査ごとに認定審査計画を作成し当該機関に通知する。これには、機関と合意した事務所審査、事業所審査、組織審査立会を含む機関の職員の業務遂行への立会いの日及びスケジュールを含む。

9.2.3 事務所審査及び事業所審査

サーベイランスにおける事務所審査及び事業所審査は、初回認定が授与された後の最

初のサーベイランス審査の事務所審査は、初回審査の第二段階審査の最終日から 12 か月後を基準月として実施する（JAB200 9.2.1 参照）他、9.1.3 に準じて行う。

9.5 再審査

9.5.1 書類の提出

9.5.1.1 機関は、再審査の現地審査前、本協会が別途に通知する時期までに、2.1 及び 2.2 に示す該当の認定基準の要求事項をカバーした品質マニュアル、関連するマネジメントシステム文書一式、認定基準の要求事項と品質マニュアルなどとの対照表及び文書体系を示す表を含む最新の文書を本協会が指定した方法で提出する。

9.5.1.2 機関は、9.5.1.1 にて提出した書類に追加の変更がある場合は、該当する再審査の現地審査が適切に実施されるよう、遅滞なく、変更の一覧表及び変更該当文書を本協会に提出しなければならない。

9.5.2 認定審査計画の作成と通知

認定審査チームは、JAB200 6.4 に準じ再審査の現地審査の実施時期に関する通知に基づき、各々の現地審査ごとに認定審査計画を作成し当該機関に通知する。これには、機関と合意した事務所審査、事業所審査、組織審査立会を含む機関の職員の業務遂行への立会の日及びスケジュールを含む。

9.5.3 事務所審査及び事業所審査

再審査における事務所審査及び事業所審査は、9.1.3 に準じて行う。

9.6 立会

9.6.1 認証活動への立会

認定審査チームは、機関が実施する、各マネジメントシステムに係る認証のための決定を行う会議体での審議への立会及び／又は当該要員への面談を行う。また、認定審査チームは、公平性に影響する問題について助言する利害関係者への面談及び／又は利害関係者の委員会などでの審議への立会を行うことがある。

9.6.2 組織審査立会

認定審査チームは、次のとおり機関の審査チームが組織の所在地にて実施する組織審査の活動の全過程及びそれに関連する活動に立ち会う。

- a) 本協会は、組織審査立会を行うに当たって、立会対象とする組織審査、及び観察する審査チーム又は審査員を決定する。
- b) 本協会は、機関の審査チームの組織審査活動を評価するために必要と判断した人数の認定審査員によって組織審査立会を実施する。
- c) 立会対象分野及び立会件数は付表 3 による。
- d) 本協会が組織審査立会を実施するに当たって、機関及び組織に対して要請する事項は附属書 B による。

10. 認定の拡大

10.2.2 技術分野（認定分野）を追加する場合、文書レビュー、事務所審査及び事業所審査及び組織審査立会を実施する。ただし、付表 2 に基づきこれらの一部を省略できる場合がある。組織審査立会に係る対象の認証審査の種類、分野・カテゴリ及び件数は付表 3 による。機関の職員の業務遂行への立会い及び面談は、申請する認定範囲に係り本協会が必要と判断する場合のみ実施する。

また、事業所を追加する場合、当該事業所での活動内容を考慮し、認定範囲に当該事業所を追加する前の審査要否、審査内容を決定のうえ、審査を実施する。

13. 公開する CAB 情報

本協会は、認定した機関に関して、次の情報をウェブサイトにて公開する。

c) 適合組織

16. 認定の一時停止及び取消し

スキームオーナーが認証機関を承認する制度を持っている場合、認定された認証機関がスキームオーナーによって当該承認の一時停止、取消し又は承認範囲の縮小が決定された場合、本協会は、その決定に応じて認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小の検討を開始する。

16.1.7 機関は、認定の一時停止に伴い、現に発行している認定された認証文書、報告書及び認証組織に対して不当な遅滞なく正確な情報を提供し、あわせて必要な対応を行い、市場への影響を最小限にするとともに、この対応の計画及び結果を本協会に文書で報告しなければならない。

16.2.7 機関が、JAB200 16.1.1 c) に基づき認定の一時停止となった場合、JAB200 16.2.1 d) 又は e) に基づき認定の取消し又は認定範囲の縮小となった場合、本協会は、IAF 事務局に対して CAB の名称、認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小の事実とその理由、及び決定日を通知する。通知された内容は、IAF 事務局によって全ての IAF メンバーに通知される。

附則 第 35 版はそれぞれ次のとおり適用を開始する。

初回審査・拡大審査：2023 年 1 月 5 日以降に申請を受理する認定審査に適用する。

その他：2023 年 1 月 5 日以降に立案する認定審査に適用する。

ただし、航空宇宙品質マネジメントシステム認証に係る認定について、認定基準に JAB MS101 を適用する場合、当該認定審査には、第 34 版を適用する。

付表 1 認定サブスキーム及び認定分野

認定サブスキーム		認定分野	
略称(注1)	認証規格		
品質マネジメントシステム		IAF ID 1	
QMS	JIS Q 9001 (ISO 9001)		
品質 システム マネジメント セクター トシ	航空宇宙品質マネジメントシステム(注2)	IAF ID 1	
	AS-QMS(9100)		JIS Q 9100
	AS-QMS(9120)	SJAC 9120	
	情報通信品質マネジメントシステム		IAF ID 1
	TL-QMS	TL 9000	
	医療機器品質マネジメントシステム		IAF MD8
MD-QMS	JIS Q 13485 (ISO 13485)	ANNEX 1	
環境マネジメントシステム		IAF ID 1	
EMS	JIS Q 14001 (ISO 14001)		
エネルギーマネジメントシステム		JIS Q 50003:2015 表 2	
EnMS	JIS Q 50001 (ISO 50001)		
情報セキュリティマネジメントシステム		該当なし	
ISMS	JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)		
IT サービスマネジメントシステム		該当なし	
ITSMS	JIS Q 20000-1 (ISO/IEC 20000-1)		
労働安全衛生マネジメントシステム		IAF MD22:2019 Appendix B	
JIS Q 45001 労働安全衛生マネジメントシステム			
OHSMS	JIS Q 45001(ISO45001)		
トシ OHSMS システム マネジメント	JIS Q 45100 労働安全衛生マネジメントシステム		
	J-OHSMS	JIS Q 45100	

マネジメントシステム		分野
略称 (注1)	認証規格	
食品安全マネジメントシステム		ISO/TS 22003
FSMS	ISO 22000	Table A.1
食品安全システムマネジメント	食品安全システム認証 22000	FSSC 22000
	FSSC 22000	FSSC 22000 Part 1 Table1 (カテゴリ A 及び FSSC 22000- Quality を除く)
	食品安全マネジメントシステム JFS-C 認証	JFS-C 認証プログラム 文書
JFS-C	JFS-C 規格	
道路交通安全マネジメントシステム		該当なし
RTSMS	ISO 39001	
RTSMS システム マネジメント	N-RTS マネジメントシステム	
	N-RTSMS	ISO 39001 及び N-RTSMS 要求事項第 2 章
アセットマネジメントシステム		該当なし
AMS	JIS Q 55001 (ISO 55001)	
イベントサステナビリティマネジメントシステム		該当なし
ESMS	ISO 20121	
ISO 20121 サブカテゴリー	a. イベント主催者	(活動の例) 博覧会 フェスティバル 見本市・展示会 会議イベント 文化イベント スポーツイベント 販促イベント

	<p>b. イベントの一部をサービスとして提供する事業者</p>	<p>(活動の例) コンサルタント (イベント企画・コミュニケーション&マーケティング) ケータリング(食品・飲料) 輸送・物流 セキュリティ (警備) 会場運営業者 イベントサービス (チケット販売) イベント関連グッズ販売</p>
--	----------------------------------	--

注 1 他の付表に、この略称を使用することがある。

注 2 JIS Q 9100 及び SJAC 9120 には、IAQG (国際航空宇宙品質グループ) によって、これらの規格との技術的同等性が認められた他国、他地域の規格がある。(例: AS/EN9100、AS/EN9120)

注 3 この付表によらない専門分野を用いて認定を希望する場合、専門分野の詳細が示されなければならない。

付表 2 認証実績又は組織審査予定に係る初回及び拡大の申請条件

1. 初回申請条件

(1) TL-QMS/EnMS 認証

申請条件		TL-QMS	EnMS
1	1件以上の認証実績	要(*1)	要
2	申請分野数の2/3以上の組織審査予定	要(*2)	要
3	立会い必須分野ごとの組織審査予定	—	—
4	申請分野ごとに1件以上の認証実績又は組織審査予定	要	要

(2) MD-QMS/AMS 認証

申請条件	
1	1件以上の認証実績(*1)
2	2件以上の組織審査予定
3	立会い必須分野/アセット分野ごとの組織審査予定
4	(MD-QMSの場合)申請分野ごとに1件以上の認証実績又は組織審査予定

(3) ISMS / ITSMS / RTSMS / N-RTSMS 認証(*4)

申請条件	
1	1件以上の認証実績
2	2件以上の組織審査予定

(4) FSMS 認証

申請条件	
1	1件以上の認証実績
2	2件以上の組織審査予定
3	上記2の中、1件以上の第一段階を含む審査予定
4	カテゴリごとに1件以上の組織審査予定又は認証実績
5	申請カテゴリを以下のクラスタに分類し、該当するすべてのクラスタでそれぞれ1件以上の組織審査予定 クラスタ1(農業・畜産・水産) : A、B クラスタ2(食品及び飼料の加工) : C、D クラスタ3(ケータリング) : E クラスタ4(小売、輸送及び保管) : F、G クラスタ5(付帯サービス) : H、I、J クラスタ6((生化学)化学製品) : K
6	カテゴリCの場合、サブカテゴリCI、CII及びCIIIのいずれかで1件以上、並びにCIVで1件以上の組織審査予定

(5) QMS/EMS/OHSMS/J-OHSMS 認証

RFS01「初回認定申請書(マネジメントシステム認証機関用)」による。

(6) ESMS 認証

申請条件	
1	1件以上の組織審査予定

2. MS 認証の種類を拡大する場合の申請条件(*3)

(1) TL-QMS/EnMS 認証

申請条件		TL-QMS	EnMS
1	1件以上の認証実績	不要(*1)	要
2	申請分野数の2/3以上の組織審査予定	要(*2)	要
3	立会い必須分野ごとの組織審査予定	—	—
4	申請分野ごとに1件以上の認証実績又は組織審査予定	要	要

(2) MD-QMS/AMS 認証

申請条件	
1	1件以上の認証実績(*1)
2	1件以上の組織審査予定

3	立会い必須分野/アセット分野ごとの組織審査予定
4	(MD-QMS の場合) 申請分野ごとに 1 件以上の認証実績又は組織審査予定

(3) ISMS/ ITSMS / RTSMS/ N-RTSMS 認証(*4)

申請条件	
1	1 件以上の認証実績
2	1 件以上の組織審査予定

(4) FSMS 認証

申請条件	
1	1 件以上の認証実績
2	1 件以上の組織審査予定
3	上記 2 の中、1 件以上の第一段階を含む審査予定
4	カテゴリごとに 1 件以上の組織審査予定又は認証実績
5	申請カテゴリを以下のクラスタに分類し、該当するすべてのクラスタでそれぞれ 1 件以上の組織審査予定 クラスタ 1 (農業・畜産・水産) : A、B クラスタ 2 (食品及び飼料の加工) : C、D クラスタ 3 (ケータリング) : E クラスタ 4 (小売、輸送及び保管) : F、G クラスタ 5 (付帯サービス) : H、I、J クラスタ 6 ((生化学) 化学製品) : K
6	カテゴリ C の場合、サブカテゴリ CI、CII 及び CIII のいずれかで 1 件以上、並びに CIV で 1 件以上の組織審査予定

(5) QMS/AS-QMS(9100)/AS-QMS(9120)/EMS/OHSMS/J-OHSMS 認証
 RFS03 「拡大認定申請書 (マネジメントシステム認証機関用)」による。

(6) ESMS 認証

申請条件	
1	1 件以上の組織審査予定

3. 既認定の MS 認証の分野・カテゴリを拡大する場合の申請条件

(1) TL-QMS/ EnMS 認証

申請条件		TL-QMS	EnMS
1	申請分野数の 1/4 以上の組織審査予定	要(*2)	要
2	申請分野ごとに 1 件以上の認証実績又は組織審査予定	要	要

(2) MD-QMS

申請条件	
1	1 件以上の組織審査予定
2	申請分野ごとに 1 件以上の認証実績又は組織審査予定
3	立会い必須分野ごとの組織審査予定

(3) FSMS 認証

申請条件	
1	1 件以上の組織審査予定
2	カテゴリごとに 1 件以上の組織審査予定又は認証実績
3	審査予定のあるカテゴリが申請カテゴリの 1/4 以上、かつ 1. の(4)の 4 のクラスタにそれぞれ 1 件以上の審査予定

(4) AMS

申請条件	
1	1 件以上の立会い必須アセット分野の組織審査予定
2	立会い必須アセット分野ごとに 1 件以上の認証実績又は組織審査予定

立会い必須アセット分野の拡大時にのみ適用する。

(5) QMS/AS-QMS(9100)/AS-QMS(9120)/EMS/OHSMS/J-OHSMS 認証
 RFS03 「拡大認定申請書 (マネジメントシステム認証機関用)」による。

- *1 : QMS と同時に申請し、かつ QMS 認証実績を満足する場合、又は QMS 認定を受けている場合、TL-QMS 及び MD-QMS の認証実績は不要。
- *2 : QMS と AS/TL-QMS を同時に申請し、申請する分野が同一、又は既認定分野と同一の場合は、当該分野全体の組織審査予定数は、本協会が判断するその共通性の程度によって通常から減ずる。
- *3 : MS 認証機関として、4 年以上の認定実績をもつ機関、又はそれと同等の実績をもつと認められる機関が、MS 認証の種類拡大を申請する場合、認証実績は不要とする。
- *4 : RTSMS と N-RTSMS を同時に申請する場合、N-RTSMS の認証実績、組織審査予定をもって、RTSMS の認証実績、組織審査予定にかえることができる。

備考 1 : 認証実績とは、認証文書を希望する認証対象組織の認証実績であって、認定基準に適合する契約内容の確認を含む一連の認証プロセスが終了しているか、又は適合するために必要な再レビューと処置の実施が終了しており、その適切性が実証できる認証実績をいう。

2 : 組織審査予定とは、原則として、認定審査の終了までに次の要件を満たしたものをいう。本協会が指定する期間に行われる、当該機関が認定を申請する範囲に含まれるすべての組織審査（組織が本協会の認定シンボル付き認証文書を希望しているかは問わない）が対象となる。これらの予定は、原則として、審査対象組織との正式な書面による合意に基づくものとする。

a) 初回の組織審査の場合、認定基準に適合する当該組織との契約内容の確認が終了している。

b) 再認証のための組織審査の場合、当該再認証審査の前までに認定基準に適合する契約内容の確認が終了するか、又は適合するために必要な再レビューと処置の実施が終了している。

3 : 立会いの対象は、原則として、組織審査の初回又は再認証とする。ただし、組織審査の拡大又はサーベイランスについても、審査内容及び認証実績を考慮して認めることがある。

付表 3 初回及び拡大審査における組織審査立会数

1. 初回審査における立会い数

(1) TL-QMS/EnMS

立 会 い 数		TL-QMS	EnMS
1	立会う分野及び件数は、申請分野数の 1/3 以上	該当(*1)	該当
2	上記 1 の中、立会い必須分野の立会い	—	—

(2) MD-QMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1 件以上
2	上記 1 の中、立会い必須分野への立会い(*2)

(3) ISMS/ ITSMS / RTSMS/ N-RTSMS(*4)

立 会 い 数	
1	立会い件数は、2 件以上

(4) FSMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、2 件以上(*5)
2	上記 1 の中、1 件以上の第一段階を含む審査への立会い
3	申請カテゴリを以下のクラスタに分類し、該当するすべてのクラスタで立会い件数はそれぞれ 1 件以上 クラスタ 1 (農業・畜産・水産) : A、B クラスタ 2 (食品及び飼料の加工) : C、D クラスタ 3 (ケータリング) : E クラスタ 4 (小売、輸送及び保管) : F、G クラスタ 5 (付帯サービス) : H、I、J クラスタ 6 ((生化学) 化学製品) : K
4	カテゴリ C の場合、サブカテゴリ CI、CII 及び CIII のいずれかで立会い件数は 1 件以上、並びに CIV で立会い件数は 1 件以上

(5) AMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、2 件以上
2	上記 1 の中、立会い必須アセット分野がある場合、立会い必須アセットへの立会い

(6) QMS/EMS/OHSMS/J-OHSMS

RFS01「初回認定申請書 (マネジメントシステム認証機関用)」による

(7) ESMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1 件以上

2. MS の種類を拡大する場合の立会い数

(1) TL-QMS/EnMS

立 会 い 数		TL-QMS	EnMS
1	立会う分野及び件数は、申請分野数の 1/3 以上	該当(*1)	該当
2	上記 1 の中、立会い必須分野の立会い	—	—

(2) MD-QMS

1.(2)に同じ

(3) ISMS/ ITSMS / RTSMS/ N-RTSMS(*4)

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1 件以上

(4) FSMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1 件以上
2	上記 1 の中、1 件以上の第一段階を含む審査への立会い
3	申請カテゴリを以下のクラスタに分類し、該当するすべてのクラスタで立会い件数はそれぞれ 1 件以上 クラスタ 1 (農業・畜産・水産) : A、B クラスタ 2 (食品及び飼料の加工) : C、D クラスタ 3 (ケータリング) : E クラスタ 4 (小売、輸送及び保管) : F、G クラスタ 5 (付帯サービス) : H、I、J クラスタ 6 ((生化学) 化学製品) : K
4	カテゴリ C の場合、サブカテゴリ CI、CII 及び CIII のいずれかで立会い件数は 1 件以上、並びに CIV で立会い件数は 1 件以上

(5)AMS

1.(5)に同じ

(6) QMS/AS-QMS(9100)/AS-QMS(9120)/EMS/OHSMS/J-OHSMS

RFS03「拡大認定申請書 (マネジメントシステム認証機関用)」による

(7) ESMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1 件以上

3. 既認定の MS に係る分野・カテゴリを拡大する場合の立会い数

(1) TL-QMS/ EnMS

立 会 い 数		TL-QMS	EnMS
1	立会う分野及び件数は、申請分野数の 1/4 以上	該当(*1)	該当

(2) MD-QMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1 件以上
2	上記 1 の中、立会い必須分野への立会い(*2)

(3) FSMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1 件以上
2	上記 1. (5)の 2 のクラスタで、それぞれ 1 件以上(*3)

(4)AMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、立会い必須アセット分野毎に 1 件以上

立会い必須アセット分野の拡大時にのみ適用する。

(5) QMS/AS-QMS(9100)/AS-QMS(9120)/EMS/OHSMS/J-OHSMS

RFS03「拡大認定申請書 (マネジメントシステム認証機関用)」による

4. 立会い必須分野及び優先カテゴリ

(1) MD-QMS に係る立会い必須分野

認証の種類	立 会 い 必 須 分 野

JIS Q 13485 MD-QMS	1. 非能動医療機器の中の「1-b 非能動埋込み医療機器」 3. 能動埋込み医療機器 5. 医療機器用の滅菌法
-----------------------	---

(2) AMSに係る立会い必須アセット分野

認証の種類	立 会 い 必 須 ア セ ッ ト 分 野	
ISO 55001 AMS	重工業 原子力産業 ユーティリティ	鉱業・採石業 航空輸送

- *1：QMS 若しくは AS-QMS(9100)/AS-QMS(9120)と TL-QMS 又は FSMS と FSSC 22000 を同時に申請し、申請する分野が同一、又は既認定分野と同一の場合は、当該分野全体の組織審査立会数は、本協会が判断するその共通性の程度によって通常から減ずる。
- *2：「1 非能動医療機器(1-b 非能動埋込み医療機器を含む)」と「3 能動埋込み医療機器」を同時に申請する場合、「1-b 非能動埋込み医療機器」の組織審査立会を行わないことがある。
- *3：1. (5)の2のクラスタに属する他のカテゴリに対し既に認定を受けている場合、当該クラスタでの組織審査立会を行わないことがある。
- *4：RTSMS と N-RTSMS を同時に申請する場合、N-RTSMS の組織審査立会をもって RTSMS の組織審査立会とみなすことがある。
- *5：FSMS と FSSC 22000 を同時に申請する場合、FSSC 22000 の組織審査立会をもって、FSMS の組織審査立会とみなすことができる。

附属書 A－国外認定の手順

この附属書は、本協会が、日本国以外の国又は経済圏（以下、外国という。）で認証活動を行っている機関を認定する手順を規定したものであり、JAB MS200本文を補足するものである。この附属書に規定のない事項は、JAB MS200本文に従う。

A 1. 外国で認証活動を行っている機関の認定申請

A1.1 申請条件

外国で認証活動を行っている機関の認定申請は、JAB MS200 の 4.2.1 に規定する申請条件に加えて次の事項を申請条件とする。

A1.1.1 事業所の特定

機関は、その構成（事業所、人員など）又は機関との関係（契約者、フランチャイズ専有権保持者等）に関わらず、外国で主要な活動を行う事業所（以下、クリティカルロケーションという。）及びその他の事業所を特定する。

A1.1.2 認証活動の管理

機関は、外国にある事業所又は遠隔地要員が行うすべての活動を管理するための取り決めをもち、当該活動を管理しなければならない。

A1.1.3 申請時に必要な機関の情報

機関は、申請書類に加えて次の情報を本協会に書面にて提供しなければならない。

- a) 本協会の認定シンボル付き認証文書を、機関の事業所又はそれ以外の事業所から直接発行しようとしている外国；及び
- b) 親組織である機関との関係にかかわらず、地元の事業所を拠点にして機関が本協会の認定に係る認証活動を行おうとしている外国
- c) 認証活動を行う遠隔地要員を有している外国
- d) A1.1.1 に基づき、特定した事業所
- e) A1.1.2 に基づく文書化された手順

A1.2 認定申請書類提供時の面談

本協会は、機関が属する外国に、機関が認定を希望する認定範囲をカバーする IAF MLA 加盟認定機関（以下、IAF MLA 認定機関という。）がある場合には、次の情報の提供又は提案を行う：

- a) 機関が、地元の IAF MLA 認定機関を知っているか、及び地元の認定機関に認定されているかを確認する；
- b) 地元の IAF MLA 認定機関が認定を行う方が経済的に有利である可能性のあることを提案する；及び
- c) IAF MLA を通して実証された地元の認定機関の認定の同等性を説明する。

A 2. 機関における重要な変更の通知

外国で認証活動を行っている機関は、A1.1.3 に規定する情報に変更がある場合には、JAB200 の 5.7 に準じて、当該変更を遅滞なく本協会に通知しなければならない。

A 3. 認定審査

本協会は、認定を申請する、又は認定された機関の外国における認証活動の認定審査は、JAB MS200 の各項の外、A3.1 から A3.5 の規定に基づいて行う。

A3.1 初回審査

初回審査においては、すべてのクリティカルロケーションを認定審査の対象とし、サンプリングは行わない。

なお、必要に応じ、クリティカルロケーションにあたらぬその他の事業所をサンプリングで審査する。

A3.2 サーベイランス及び再審査

すべてのクリティカルロケーションは認定周期で少なくとも一回、審査する。その他の事業所は、代表数を一定の時間枠で審査する。

A3.3 新規の事業所の承認

機関が、認定範囲に含まれる事業所の拡大を希望する場合、A3.1 に準じて審査を行う。クリティカルロケーションの場合、認定の要求事項を満たすように設立されていることを本協会が承認した後に、当該クリティカルロケーションから直接又はクリティカルロケーションの管理下で実施された認証活動の結果に基づき、認定された認証文書を発行することができる。

A3.4 クリティカルロケーションの審査

本協会は、A3.3 に規定する承認の可否に資するため、当該クリティカルロケーションが、認定要求事項を満たしていることを、A 4 に従い審査する。

A3.5 事業所の活動に係る経営管理の審査

本協会は、クリティカルロケーションの直接的な審査に加えて、機関の本部又は主たる事務所において、当該本部が、当該外国の事業所の活動について行う経営管理の有効性を審査する。

A 4. 外国の IAF MLA 認定機関との認定審査に係る協力

本協会は、外国のクリティカルロケーションの認定審査に係り現地の IAF MLA 認定機関との協力を行う。

A4.1 該当機関、又はそのクリティカルロケーションが、地元の IAF MLA 認定機関の認定を受けていないか、又はその認定審査中である場合は、本協会は、地元の IAF MLA 認定機関と次のような協力を行う。

- a) 地元の IAF MLA 認定機関との正式な下請負契約による認定業務の一部委託

- b) 地元の IAF MLA 認定機関の審査要員が、本協会の認定審査にチームメンバーとして参加するよう要請

A4.2 チームメンバーとして、地元の IAF MLA 認定機関の審査要員を使用する場合は、JAB200 の 6.1 の規定に従う。

A 5 . IAF MLA 認定機関間のコミュニケーション及び協定

本協会は、国外認定を効果的に実施するために外国の IAF MLA 加盟認定機関との頻繁かつ良好なコミュニケーションを図るとともに必要な協定を締結するように努める。

附属書 B－審査立会にかかわる要請

この附属書は、本協会が認証機関（以下、CB という。）の審査立会を実施することにかかわり、認定を申請する又は認定された CB に対する要請事項を規定したものであり、JAB 200 本文を補足するものである。この附属書に規定のない事項は、JAB 200 本文に従う。

- B 1. CB は、本協会が審査立会の受け入れを要請する場合には、それに同意するよう、予め組織に要求し、取り決め、また、以下の B2 及び B3 の内容を組織に事前に通知する。
- B 2. CB は、本協会が正当と認める理由がある場合を除き、審査立会の受け入れを拒絶する組織に認定された認証文書又は声明書を発行しない。
- B 3. 組織が、本協会の審査立会を回避するために審査を依頼する CB を変更又は他の CB に認証又は妥当性確認・検証を移転しようとした場合、CB は、当該組織名称を本協会に通知する。本協会は、当該組織名称を、本協会に認定された CB 及び IAF メンバー認定機関に必要な範囲で通知する場合がある。本協会に認定された CB は、当該通知を受けた場合、当該組織に認定された認証文書又は声明書を発行してはならない。
- B 4. 組織が本協会の組織審査立会の受け入れを拒絶する場合は、機関は拒絶理由が正当であるか否かを判断し、判断結果をその根拠と合わせて本協会に書面にて通知するものとする。

附属書 C—マーケットサーベイランス訪問の手順

C 1. 適用範囲

この附属書は、本協会が認証された組織(以下、組織という。)に対しマーケットサーベイランス訪問を行う場合に適用する。この附属書に規定のない事項は、JAB MS200 本文に従う。

C 2. 組織への周知

機関は、本協会がマーケットサーベイランス訪問を実施する場合には、それに同意するよう、予め組織に要求し、認知させておくものとする。

本協会が正当と認める理由がある場合を除き、マーケットサーベイランス訪問の受け入れを拒絶する組織に認定された認証文書を発行しないものとする。

組織が、マーケットサーベイランス訪問を回避するために、審査を依頼する機関を変更又は他の機関に認証を移転しようとした場合、本協会は、当該組織名称を、本協会に認定された機関及び IAF メンバー認定機関に必要な範囲で通知する場合がある。本協会に認定された機関は、当該通知を受けた場合、当該組織に認定された認証文書を発行してはならない。

C 3. マーケットサーベイランス訪問の実施

C3.1 本協会は、例えば次のような場合、マーケットサーベイランス訪問を行うことがある。

- a) 機関の認証数に急激な変化が見られた
- b) 機関の審査において、長期間にわたり不適合がほとんど又はまったく提起されていない
- c) 認定された認証の信頼性に疑義を呈するような重大な事態が発生した(例えば、製品のリコール、環境事故など)
- d) 認証された組織の顧客やその他の利害関係者からの苦情、マスコミ報道を含む第三者からの情報から、機関の認証プロセスの有効性が懸念される
- e) 規制当局の介入及び／又は否定的なフィードバックがあった

C3.2 本協会は、マーケットサーベイランス訪問を行う必要があると判断する場合、機関に事前に通知する。本協会は訪問対象となる組織と連絡をとり、必要な調整を行う。機関は適宜、これに協力するものとする。

C3.3 本協会によるマーケットサーベイランス訪問に当たって、組織は機関にオブザーバーとして同席を求めることができる。

C3.4 認定審査チームは、マーケットサーベイランス訪問の結果に関する報告書を、機関に送付する。組織が報告書の閲覧を希望する場合、機関の判断でこれを認めることができる。

C3.5 組織のマネジメントシステムに認証審査で不適合(例 JIS Q 17021-1 3.12、3.13)として指摘すべき事項が指摘されないままとなっていた場合、その内容を報告書に含める。

C3.6 マーケットサーベイランス訪問の結果、機関の認証プロセスの有効性に疑義がある、又は有効性が確認できないと判断される場合、本協会は次のいずれかの処置をとることがある。

- a) 機関に追加の情報を求める。
- b) 機関に対し不適合報告書を発行し、是正処置を求める。
- c) 機関に対する臨時審査を行う。

附属書 D—パフォーマンスデータの提供に関する要領

この附属書は、機関が、パフォーマンスデータを本協会に提供することにかかわる手順を規定する。

D 1. 機関は、毎年 1 月に、本協会の認定範囲内で発行している認証について、国別、認証規格別に、次のデータを本協会に提供するものとする。

a) 12 月末日における有効な認定された認証の数

有効な認証とは、それが効力を持つ状態か一時停止の状態かにかかわらず、認証契約の効力の下にある認証のことである。取り下げられた申請及び認証の数は、この数に含めない。有効な認証の数は、次の規則に従って報告されること。

- 顧客が 1 つのサイトを範囲とする有効な認証を有している場合、これを **1 認証**（単一サイト認証）と数えること。
- 顧客が複数のサイトを範囲とする 1 つの認証を有している場合でも、1 つの認証のみ（複数サイト認証）が発行されているので、**1 認証**と数える。しかし、複数のサイトが個別に認証されている場合、授与された各認証を（単一サイト認証として）数えること。
- 顧客がいくつかの単一サイト認証（各サイトが個別の認証を有する）を有しているか、1 つの複数サイト認証（複数のサイトを範囲とする 1 つの有効な認証）を有しているかにかかわらず、機関は合計の認証数を報告すること。
- 顧客が複数のマネジメントシステムの認証を受けている場合で、機関がそれらを範囲に含む単一の認証を発行している場合、これを認証範囲に含まれているマネジメントシステムの数と同じに数えること。すなわちマネジメントシステム規格ごとに数えること。

b) 12 月末日における審査員数

c) 受け入れた認証の移転数

このデータは前回報告以降に機関が受け入れた（IAF MD2 において定義される）認証の移転数を示す。

d) 実施が遅れている審査の数

実施が遅れた審査とは、機関の手順書において規定されている期間内に実施されなかった審査である場合もある。報告される数は、前回報告まで遡る全期間を対象とする。

e) 投入された審査工数

報告される数は、前回報告まで遡る全期間を対象とする。

附属書 E—フレキシブルな認定範囲を適用する認定スキームの認定範囲管理手順

E1. 適用範囲

この附属書は、JAB201 に基づいたフレキシブルな認定の範囲を適用する認定スキームの認定範囲の管理に適用する。現時点におけるフレキシブルな認定範囲を適用する認定サブスキームはアセットマネジメントシステム認証機関認定（以下、「AMS 認定」という）のみとする。

E2. アセットマネジメントシステム認証の認定範囲の管理に関する補足要求事項

E2.1 認定範囲の管理

E2.1.1 AMS 認定の範囲には、アセット分野の限定を設けない。ただし、アセットマネジメントシステム認証の対象となる組織及びアセットの種類については 2.1.2 及び 2.1.3 に定めるとおりとする。

E2.1.2 AMS 認証の対象となる組織については、次のいずれかとする。

- a) アセットを所有する組織。
- b) アセットを所有しない場合でも、アセットを所有する組織からアセットの維持管理の計画策定及び維持管理業務を受託し、AMS の有効性及び成果に責任を有する組織。

アセットの維持管理の計画策定や、AMS 構築等における支援のみを提供している場合は、当該アセットを AMS 認定下の認証の対象にはできない。

E2.1.3 AMS 認証の対象となるアセットが無形の場合、情報技術、金融、電気通信分野を除く分野については AMS 認定下で認証を行うことはできない。

E2.1.4 AMS 認定を受ける認証機関は、AMS 認定下で提供するアセットマネジメントシステム認証の技術分野リスト（以下、「アセット分野リスト」という）を維持し、最新の情報をウェブサイトなどで公開しなければならない（JAB201 5.2、5.3）。認定の申請を行う際には、アセット分野リストを提出しなければならない。

E2.1.5 AMS 認定を受けた認証機関は、AMS 認証の認定範囲内において、事前に認定審査を受けることなくアセット分野を追加、削除又は変更することができる（JAB201 4.4）。ここで、アセット分野を設定する際には「附属書 E 別紙」に規定した分野を参考にすることが望ましいが、これに限定する必要はない。

E2.1.6 この文書の付表 3 の 4.(2)AMS に係る立会い必須分野に指定したアセット分野について追加を行う場合には、予め事前に本協会に通知して組織審査立会いを受けて、承認を得なければならない(JAB201 4.6)。

E2.1.7 AMS 認定を受けた認証機関は、特定したアセット分野について、それを変更した場合に旧版のアセット分野リストを最低 4 年間維持しなければならない(JAB201

5.4)。

E2.1.8 AMS 認定を受けた認証機関は、本協会が定期又は臨時の審査を実施する際に審査の1か月前までに前回審査以降の変更履歴を添えて最新のアセット分野リストを提出しなければならない(JAB201 5.5)。

E2.1.9 認定審査において、アセット分野の管理に重大な不適合が発見され、その是正が期限内に実施できない場合には、AMS 認定範囲の全部を一時停止又は取消しとすることがある。

E2.2 AMS 認証活動の設計/開発及び実施プロセス

E2.2.1 設計/開発プロセスに関する補足要求事項： AMS 認定を受ける又はアセット分野を追加する認証機関は、JAB201 の 5.1 項の要求事項に従って認証スキームの設計を行わなければならない。ここで、JAB201 の 5.1 項の「フレキシブルな認定範囲」は、「AMS 認定範囲」と読み替えるものとする。

E2.2.2 契約レビュー手順に関する補足要求事項： AMS 認定を受ける又はアセット分野を追加する認証機関は、JAB201 の 5.6 項の要求事項に従って顧客との契約レビューを行わなければならない。ここで、JAB201 の 5.1 項の「フレキシブルな認定範囲」は、「AMS 認定範囲」と読み替えるものとする。

E3. 認定審査の方針

E3.1 初回認定審査：アセットマネジメントシステム認証スキームにおける初回認定の申請条件は、この文書の付表 2 及び付表 3 に示すとおり（従来から変更はない）。認定審査においては、既に認証実績のあるアセット分野だけでなく将来に亘り新しいアセット分野を拡大するための能力があるか否かについても JAB201:2020 「フレキシブルな認定範囲の管理に関する方針」に従って審査する。ここで、「将来に亘り新しいアセット分野を拡大するための能力」とは、アセット分野を拡大する際にどのように必要な力量を要する審査員を確保し、教育し、資格付けを行うかについての手順をもち、それを可能にする人的リソースを確保し、また、必要な場合には追加の技術文書を開発するために必要なリソースが確保できる仕組みを持っていることであって、全ての想定されるアセット分野でリソースが確保されていることを意味するものではない。

E3.2 認定の維持のための審査：本協会は、審査に先立って提出があったアセット分野リストを確認し、サーベイランス、更新審査、臨時審査等でその実績について審査する。

E3.3 立会い必須アセット分野：アセット分野を拡大する際に立会い必須アセット分野が含まれる場合には、拡大を承認する前に立会を行う必要があるため、必ず事前に拡大申請書を提出すること。

E4. 既に AMS 認定を有する認証機関に対する取扱い

- E4.1 本協会は、認定範囲の廃止以前に別紙に規定するアセット分野（これまで機関が認定を受けている分野）で認定を取得し、それ以降にアセット分野拡大を行っていない機関については、再審査、サーベイランス審査(状況により臨時審査)にて、認定範囲の廃止以前に特定された認定範囲に対する審査と同様の審査を行う。この文書発行後にアセット分野を拡大した機関については、JAB201:2020「フレキシブルな認定範囲の管理に関する方針」に従い、審査を実施する。
- E4.2 本協会は、審査に先立ち、本協会が指定する期限までに 2.1.8 に示されるアセット分野リストの提出を求める。
- E4.3 本協会は、認証機関から、3.3 に基づき、この文書の付表 3 の 4. (2)に規定する立会い必須アセット分野について拡大申請があった場合には、それらの認証活動について必ず事前に立会いを行う。
- E4.4 認証機関は、2.1.4 に基づき、特定したアセット分野リストの最新の情報をウェブサイトなどで公開しなければならない。

<附属書 E 別紙>認定分野（AMS）（認定分野廃止前の認定分野）

カテゴリ	サブカテゴリ	関連する活動又はアセットの例
1 一次産業	1-a 農業	
	1-b 漁業	
	1-c 林業	
2 製造業	2-a 軽/中工業	食品加工、衣料品製造、木製品製造、印刷・出版、ゴム・プラスチック製造、電気・電子機器の製造
	2-b 重工業	化学製品製造、鉄鋼・金属製造、石油精製、造船、紙・パルプ製造、セメント・セラミック製造、半導体製造
3 鉱業、採石業		鉱物の分離、製錬・精錬、石油・ガスの掘削
4 原子力産業		
5 運輸	5-a 航空輸送	空港、航空機
	5-b 鉄道輸送	線路、駅施設、列車
	5-c 水上輸送	港湾施設、船舶
	5-d 自動車輸送	有料道路、バス、タクシー
6 一般公共インフラ		一般道、橋梁、トンネル、砂防/海岸施設、ダム、治水施設、公園
7 ユーティリティ		電気供給、ガス供給、水道、下水道、リサイクルリング、廃棄物処理
8 施設		医療施設、研究所、商業施設、教育施設、事務所、ホテル、小売施設、倉庫（軍の施設を除く）
9 情報技術、金融、電気通信		
10 防衛		

付帯文書 A

マネジメントシステム認証機関の認定の補足手順 －航空宇宙品質マネジメントシステム－

1. 適用範囲

この付帯文書は、公益財団法人日本適合性認定協会が JAB200 及び JAB MS200 に従って行う JIS Q 9100 及び／又は SJAC 9120 航空宇宙品質マネジメントシステム（以下、総称して AS-QMS という）の認証に関する適合性評価サービスを提供する機関（以下、機関という。）の認定活動に適用する。4. 以降の箇条番号は、JAB200 の箇条番号と合わせており、箇条番号は必ずしも連続していないことに注意が必要である。

2. 主な関係文書

JIS Q 17021-1:2015 (ISO/IEC 17021-1:2015) 適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項－第 1 部：要求事項

SJAC 9104-1A:2022 航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステムの認証に対する要求事項

SJAC 9104-2 最新版（規格標題は、最新版による）

SJAC 9101 最新版（規格標題は、最新版による）

9104-1A Frequently Asked Questions (FAQ) Log

IAQG ICOP Resolutions Log

備考：この付帯文書の 4 以降の本文に対応する SJAC 9104-1A の条項番号、及び／又は IAQG 発行の 9104-1A FAQ 番号、及び／又は IAQG ICOP Resolution 番号を【 】で囲んで表示している。

3. 用語及び定義

JIS Q 17021-1、SJAC 9104-1A、JAB200、JAB MS200 本文によるほか、次による。なお、次は、JAB MS200 本文の関連する規定に優先する。

3.1 不適合 (Nonconformity)

SJAC 9104-1A に関する認定審査では、SJAC 9104-2 の 3 に規定されている定義を適用する。

4. 一般

4.2 認定の申請

4.2.1 認定の申請の条件は、JAB200 4.2.1 及び JAB MS200 4.2.1 のほか、次のとおりである。

- a) SJAC 9104-1A に基づき AS-QMS 認証に関する認定を希望する機関は、本協会及び／又は IAF MLA に加盟している認定機関から JIS Q 9001 品質マネジメントシステム認証（以下、JIS Q 9001 認証という。）に係る認定を受け、少なくとも 1 年以上の認証活動の実績がなければならない。【8.1.2】
- b) SJAC 9104-1A に従って、関連する機関の文書化した情報及び組織との合意へのアクセス権を本協会に付与する。また認定申請中又は認定時に、機関は認定されていない AS-QMS 認証の発行をしないことを書面で約束する。また、ICOP (Industry controlled other party) スキーム、認証の決定、審査員（力量、承認、評価）の管理が実施されており、保持した文書化した情報がある、単一の決められた事務所の場所を特定する。【7.1.5 a)~c)】
- 備考：この場所は、機関が複数の場所から運用されている場合に、SJAC 9104-1A の要求事項への事務所審査が実施される場所である。
- c) 本協会は、自発的か否かに関らず、過去 12 か月以内に認定又は申請が取消された機関の AS-QMS 認定の申請を却下する。【7.3.3、8.1.3】
- d) 機関が、AS-QMS 認定の一時停止後又は取消し後に AS-QMS 認定又は認定範囲の拡大を申請する場合、申請には、以前の AS-QMS の一時停止又は取消しに関する情報を、AS-QMS 認定の一時停止又は取消しの原因に対する修正の客観的証拠とともに含まなければならない。【8.1.4】
- e) 機関は、AS-QMS 認証に関する認定の授与の決定が機関に対して行われる前に、AS-QMS 認証文書を発行してはならない。機関は、本協会による AS-QMS 認証に関する認定を受けるまでは、AS-QMS 認証を発行することができないことを、機関が、組織に対して書面にて伝達することを確実にしなければならない。また、機関は、認定申請書の提出に当たって、この書面を本協会に提出しなければならない。【8.1.2】

4.2.3 本協会が、日本国以外の国又は経済圏で認証活動を行っている機関から認定の申請を受けた場合、本協会は、その機関が認証活動を行っている国又は経済圏で運営する ICOP によって承認された認定機関を通じた認定を求めるよう、機関に対して推奨する。また、本協会が（地域／地方の規制を受ける）国外で機関を認定する場合は、ICOP スキームによって承認されたその地域の認定機関（存在する場合）及び認証機関がある地域のセクター管理委員会（SMS）又は地域管理委員会（RMS）（該当する場合）に事前に通知する。【7.1.9】

5. 認証機関の義務

5.4 認定に必要な情報の提供

5.4.1 認定審査チームは、認定審査に先立ち、組織審査立会時及び認定審査の目的（例：苦情に係る審査）に応じて、認証された組織（機関の依頼者）に対して、OASIS データベースの中の非公開データを認定審査チームが閲覧できるようにすることを要請する。この閲覧に関する要請は、原則として当該審査が開始される日の暦日 14 日前までに、OASIS データベースフィードバックプロセスを通じ、機関に対して行う。機関は、認定審査チームの要請に対して、OASIS データベースの中

の非公開データの閲覧を許可するよう、当該組織と調整を行わなければならない。

5.4.2 本協会が、SJAC 9104-1A 7.3.5 a)に基づく組織審査立会を計画するため、機関は、本協会に対して、本協会が指定する12か月間の機関の認証審査の工数(audit duration) (単位：日)の情報を提供しなければならない。【7.3.5】

5.5 適合性評価能力の維持

機関は、ICOT (IAQG Certification Oversight Team) と APAQG RMC (Asia Pacific Aerospace Quality Group Registration Management Committee) 又は JRMC (Japan Registration Management Committee) による 9104-2 のオーバーサイトに同意しなければならない。【5.2.2】

また、機関は、ICOT、APAQG RMC、JRMC が、ICOP スキームの運用と SJAC 9104-1A への適合を評価するために、ICOP スキームによって要請される文書化した情報へのアクセスを可能にしなければならない。【5.3.2】

6. 審査実施における共通事項

6.6 適合性評価活動への立会の実施方法

初回の AS-QMS 認定審査について、最低限、完全な AS-QMS についての第1段階審査の1件及び第2段階審査の1件の組織審査立会を含む。【7.3.2 b)】

また、AS-QMS 認定が要求されている追加の AS-QMS 規格ごとに、少なくとも一つの第二段階審査の組織審査立会を実施する。【7.3.2 c)】

また、認定審査チームは、必要な全ての SJAC 9101 書式を含む、組織審査立会対象となった認証審査の報告書の提供を機関に対して要請する。機関は、この要請に応じて、当該報告書を認定審査チームに提供しなければならない。【7.3.5 d)】

認定審査チームは、機関から報告書を手入れ後、当該報告書をレビューし、15営業日以内に、報告書レビューの結果を書面にて機関に報告する。なお、必要がある場合、遅滞なく機関との会合(終了会議)を実施し、別途、審査報告を行う。

6.8 報告書

認定審査チームは、事務所審査、事業所審査及び組織審査立会ごと、当該審査の終了後に認定審査報告書を発行する。

備考：組織審査立会については、報告書レビュー結果の機関への報告後、又は機関との会合(終了会議)を実施した場合、同会合後、15営業日以内に組織審査立会結果に関する報告書を機関に送付する。

6.13 認定審査の外部委託

現地の認定機関が IAQG (International Aerospace Quality Group) によって認知されている場合、JAB MS200 附属書 A に基づき、本協会は、現地の認定機関に、外部委託による認定審査業務の委託を行うか否かを決定する。【7.1.9 注記】

外部委託による認定審査業務の委託を行う場合、本協会は、JRMC、現地認定機関、

及び機関に対して、すべての影響を受ける関係者による調整を図るため、当該業務に関する情報を提供する。

また、外部委託による認定審査業務の委託を行う場合、本協会は、当該業務に対する責任をもち、現地認定機関が作成した審査報告書及び関連する所見をレビューする。必要な場合、本協会は、機関とともに、本協会が当該業務を実施する場合と同様に、不適合となったすべての検出された事項を処理し、解決する。

6.15 遠隔審査

本協会が実施する遠隔審査は、IAF MD 4 に従う。また、本協会による遠隔手法を用いた組織審査立会は、機関の遠隔審査活動を評価する場合のみとする。【7.3.6、7.3.7】

7. 初回審査

7.1 文書レビュー

初回審査の文書レビューで確認する内容には、次を含むが、これに限定されない。

【7.3.1】

- a) 機関の文書化されたマネジメントシステム
- b) 確立された力量の要求事項及び認定の要求事項に適合していることを示すその他の領域

7.3 第二段階審査

最低限、完全な AS-QMS についての第 1 段階審査の 1 件及び第 2 段階審査の 1 件の組織審査立会を含む。【7.3.1】

9. 認定の維持

9.1 認定審査プログラム

本協会の認定審査プログラムには、最低限、次の審査活動を含む。【7.3.4】

- a) 本部の少なくとも年 1 回の事務所審査(認定審査計画中に決定された、SJAC 9104-1A の 7.3.4 b) 及び表 2 に従う機関の AS-QMS 組織ファイルの年次評価を含む)
- b) 該当する場合、パフォーマンスに基づくサーベイランス/再認証のプロセス (PBS/RP) 承認後、初めての事務所審査での AS-QMS の PBS/RP 組織ファイルの評価
- c) 該当する場合は、認定周期ごとに少なくとも一つの AS-QMS の PBS/RP 組織ファイルをレビューする。

本協会は、SJAC 9104-1A の 7.3.5 及び表 3 に従う機関の AS-QMS 認定に係る組織審査立会を実施する。【7.3.5】

9.2 サーベイランス審査

次は、JAB MS200 本文の関連する規定に優先する。

認定審査チームは、審査終了後、15 営業日以内に審査結果に関する報告書を機関に送

付する。認定審査チームは、事務所審査、事業所審査及び組織審査立会ごと、当該審査の終了後に認定審査報告書を発行する。

なお、組織審査立会の審査報告について、この付帯文書の 6.6、6.8 に準じて行う。

【7.3.1】

9.5 再審査

次は、JAB MS200 本文の関連する規定に優先する。

認定審査チームは、審査終了後、15 営業日以内に審査結果に関する報告書を機関に送付する。認定審査チームは、事務所審査、事業所審査及び組織審査立会ごと、当該審査の終了後に認定審査報告書を発行する。

なお、組織審査立会の審査報告について、この付帯文書の 6.6、6.8 に準じて行う。

【7.3.1】

9.6 パフォーマンスに基づくサーベイランス／再認証のプロセス (PBS/RP) に関する承認のためのプロセス

次は、JAB MS200 本文の関連する規定に優先する。

機関は、組織に PBS/RP を実施する前に、本協会の承認を得なければならない。

本協会による承認を希望する機関は、SJAC 9104-1A 8.5.3 について適合性の証拠を裏付ける文書化した情報を添えて、書面にて、本協会に承認を依頼しなければならない。

本協会は、依頼を受けた場合、原則として、文書レビューによる臨時の審査を計画、実施し、審査終了後、15 営業日以内に審査結果に関する報告書を機関に送付する。

本協会は、当該審査結果に基づき承認可否を決定し、書面にてこれを機関に通知する。

なお、PBS/RP が承認されている機関で、継続的に要求事項に適合していない場合は、当該承認を一時停止又は取り消すことがある。【7.3.1、8.5.3】

10. 認定の拡大

10.2 拡大審査 (AS-QMS 規格に関する拡大)

次は、JAB MS200 本文の関連する規定に優先する。

本協会は、AS-QMS 認定が要求されている追加の AS-QMS 規格ごとに、組織審査立会について、少なくとも一つの第二段階審査への立会いを実施する。【7.3.1、7.3.2 c)】

11. 不適合の解決

次は、JAB MS200 本文の関連する規定に優先する。

認定審査において検出された不適合のすべてについて、不適合に関連する是正処置がレビューされ、容認され、不適合が発行された日から 90 日以内に適合性が再確立することを確実にするものとする。【7.3.9】

ここで不適合を指摘した日とは、当該の各審査（例：書類審査、事務所審査、組織審査立会）において、認定審査チームが SJAC 9104-2 に基づき、不適合報告書兼是正処置要求書・回答書を機関に提示した日をいう。

もし、暦日 90 日以内に上記の処置が完了しない場合、初回の認定審査においては、機関に対する書面による理由の伝達を含め、その後のプロセスを打ち切るためのプロセ

を開始する。また、初回とは別の認定審査（サーベイランス、再審査など）においては、認定を一時停止するプロセスを開始する。【7.3.10 d】

1 4. 機密保持

本協会は、AS-QMS で認定された機関の既存の AS-QMS 認証に影響を与える AS-QMS 又は JIS Q 9001 認定の変更（例：一時停止、取消し、認定範囲の拡大）を行うときには常に、JRMC に暦日 10 日以内に通知する。【7.1.10】

本協会は、SJAC 9104-1A に従って運営している機関に対して授与した認定に関する情報を OASIS（Online Aerospace Supplier Information System）データベースに英語にて登録する。OASIS に登録する情報には、次を含む。【7.2.6】

- a) 機関の AS-QMS 認証活動を行うための全般的な責任をもつ単一の事務所(登録事務所)
- b) 機関の連絡先の情報
- c) 認定の対象となる航空宇宙品質マネジメントシステム規格

本協会は、SJAC 9104-1A の適用によって生成された、審査報告書、不適合、チェックリスト様式の中の文書化した情報とデータ及び、その他の組織特有の情報を、データを生成、収集、使用する当事者間で機密（専有又は要注意とも呼ばれる）と見なす。また、法律で要求される場合を除き、そのように管理する。また当事者によって別途合意されない限り、情報を機密に保つ。また、ICOT の ICOP スキームの参加者には、競合者の記録へのアクセス権を提供しない。

備考 本協会が保持する認証された組織に関する文書化した情報は、いかなる時にも、APAQG RMC、JRMC、政府、規制当局による審査又はレビューの対象とする。【5.3.1】

また、AS-QMS 審査員の不正行為の問題に直面した場合は、対象審査員の AS-QMS 資格証明に責任を負う審査員資格証明機関（AAB）と、不正行為の詳細を示す関連する文書化した情報を共有する。【5.1.3】

1 6. 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小

次は、JAB MS200 本文の関連する規定に優先する。

a) 認定の一時停止又は取消しに該当する事項

認定の一時停止又は取消しに該当する事項は次による。

なお、括弧内に、一時停止又は取消しのいずれに該当するかを示す。

- 1) JIS Q 9001 認定が何らかの理由で一時停止又は取消しになった場合（一時停止又は取消し）【7.3.10a】
- 2) 本協会による年次認定審査及び評価の未完了（一時停止）【7.3.10 b】
- 3) SJAC 9101 の要求事項に従って重大及び軽微な不適合の定義を適切に適用するための体系的な欠陥（一時停止）【7.3.10 c】
- 4) 本協会が発行した不適合の解決の失敗（一時停止）【7.3.10 d】
- 5) 機関が組織が発行した不適合に対する管理の失敗（一時停止）【7.3.10 e】

上記の事象に該当した場合、認定の一時停止又は取消しのプロセスを開始し、暦日 60 日以内に決定を文書化する。【7.3.11】

なお、本協会が規定した期日以内に、規定された一時停止要件に適合しない場合、本協会は認定の取消しプロセスを開始し、暦日 60 日以内に AS-QMS 認定の取消しを決定、文書化する。【7.1.6、7.3.11】

b) ICOT、APAQG RMC 又は JRMC による認定の一時停止又は取消しに関する勧告及び処置

ICOT、APAQG RMC 又は JRMC は、本協会に対して、機関の認定の一時停止又は取消しを勧告することができる。この勧告、その根拠となる証拠を受けた場合、本協会は、認定委員会にて、内容を評価し、提供された証拠に対してとるべき処置を決定する。また、本協会は、本協会がとった処置及びそれに関連する決定事項を文書化し、機関及び ICOT 又は APAQG RMC 又は JRMC に対して書面にて伝達する。この決定は、上記の勧告を受けた日から暦日 60 日以内に完了するものとする。【7.4.2】

c) 認定の一時停止又は取消しに伴う本協会の処置

認定の一時停止又は取消しの決定をした場合の本協会による処置は次による。

- 1) 一時停止中に、組織の認証発行に関する条件及び管理 (9104-1A 7.1.5.d) 参照) を機関に伝達する。【7.3.12 a)】
- 2) OASIS データベースを更新し、機関の AS-QMS 認定の一時停止又は取消しを 5 営業日以内に JRMC に通知する。【7.3.12 b)】
- 3) 要請に応じて、機関の一時停止の解決の進捗を JRMC に継続して情報提供する。
- 4) 認定の取消しプロセスが開始される前に、6 か月以上の一時停止を継続しない。【7.3.12 d)】
- 5) 全ての ICOP スキームで認知された認定機関に、機関の AS-QMS 認定の取消しを通知する。【7.3.12 e)】

d) 認定の一時停止に伴う機関の処置

機関が、認定の一時停止を受けた場合、機関は、次の事項を確実にしなければならない。【7.1.5 d)】

- 1) 一時停止通知から 15 日以内に、全ての機関の既存の及び申請中の組織に一時停止の状態及びその影響を通知する。
- 2) サーベイランス及び再認証の審査を継続する。
- 3) 初回認証のための第一段階審査を実行しない。
- 4) AS-QMS 認証範囲の拡大を実行しない。
- 5) 別の機関からの AS-QMS 認証文書の移転を受諾しない。
- 6) 本協会及び JRMC に、一時停止中に発行された認証決定の情報を提供する。
- 7) 該当する場合、一時停止により、本協会が他に課す条件を忠実に守る。

17. JRMC による本協会に対する取消し

JRMC は、本協会に対する承認を取消す権限をもつ。本協会が取消しを受けた場合の AS-QMS 認証などの扱いは、本項による。【6.4.5 e)5)】

a) 本協会が、JRMC による取消しを受けた場合、機関は、ICOP スキームに承認された別の認定機関に認定を申請することができる。取消しから 6 か月の期間に、当該認定機関による認定が授与されない場合には、JRMC による機関に対する認知が取り消される。

なお、機関によって発行された AS-QMS 認証は、この 6 か月の期間中に、新しい認定機関の元で再発行でき、又は別の認定された認証機関へ移転することができる。

新たな認定機関の元で再発行されない、又は 6 か月の期間内に別の認定された認証機関に移転されない場合は、当該 AS-QMS 認証文書は、取り消される。

18. その他

本協会は、正当な理由と認められた「不可抗力」な出来事又は予期できない非常事態（IAF ID 3 参照）に関して機関に単一事例の逸脱が認められる場合は、JRMC に通知する。また、本協会は、正当な理由と認められた進行中の「不可抗力」な出来事又は予期できない非常事態（SJAC 9104-1A 6.3.1 f) 参照）に関して機関に包括的な逸脱を認める前に、ICOT から承認を受ける。【7.3.4、7.4.4】

付帯文書 B

マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足手順 －食品安全システム認証 22000 及び JFS-C 認証－

1. 適用範囲

この手順は、公益財団法人日本適合性認定協会が JAB200 及び JAB MS200 に従って行う次の認証に関する適合性評価サービスを提供する機関（以下、機関という。）の認定活動に適用する。4. 以降の箇条番号は、JAB200 の箇条番号と合わせており、箇条番号は必ずしも連続していないことに注意が必要である。

- ・「FSSC 22000 財団」が提供する食品安全マネジメントシステムスキーム－食品安全システム認証 22000(以下、FSSC 22000 という。)-
- ・「一般財団法人食品安全マネジメント協会(以下、JFSM という。)」が提供する食品安全マネジメントシステムスキーム－JFS-C 認証(以下、JFS-C という。)-

4. 一般

4.2 認定の申請

4.2.1 認定の申請の条件は、JAB200 4.2.1 及び JAB MS200 4.2.1 のほか、次のとおりである。

- a) 本協会から、申請する FSSC 22000 のカテゴリ又はサブカテゴリ、又は、JFS-C のセクター又はサブセクターについて既に食品安全マネジメントシステム(以下、FSMS という。)の認定を受けていること。認定を受けていない場合は、FSMS の認定の申請を同時に行うこと。
- b) FSSC 22000 の場合、申請するカテゴリ又はサブカテゴリが FSSC 財団との契約（仮契約）に規定されていること。
- c) JAB MS200 本文の 3.1 を満たすこと。
- d) 付表 1 に示す該当する申請条件を満たすこと。

4.2.3 FSSC 22000 財団によって機関との仮契約の終了が決定された場合又は JFSM によって機関との契約の終了が決定された場合、当該申請は失効する。

6. 審査実施における共通事項

本協会は審査に先立ち、機関に対する苦情及び関連の情報を FSSC 22000 財団又は JFSM から入手し、審査計画策定の参考情報とし、必要に応じて審査の中で確認を行う。

6.6 適合性評価活動への立会いの実施方法

立会い対象の FSSC 22000 のカテゴリ又はサブカテゴリ、又は、JFS-C のセクター又

はサブセクター、及び立会い件数は付表 2 による。

6.14 審査の中断又は中止

FSSC 22000 財団によって機関との仮契約の終了が決定された場合又は JFSM によって機関との契約の終了が決定された場合、本協会は、その決定に応じて認定審査を打ち切る。

7. 初回審査

7.4 初回認定の決定

7.4.2 FSSC 22000 の場合、認定の授与後、機関は速やかに FSSC 22000 財団と契約を交わし、その契約書の写しを本協会に提出しなければならない。

10. 認定の拡大

FSSC 22000 又は JFS-C に対する認定を受けた機関が、認定範囲の拡大(FSSC 22000 のカテゴリ又はサブカテゴリ、又は、JFS-C のセクター又はサブセクターの拡大)を申請する場合、の申請条件および組織審査立会数は、付表 1、付表 2 による。

本協会から既に FSSC 22000 及び JFS-C に対する認定を受けた機関が JFS-C のセクター又はサブセクターの拡大を申請する場合、FSSC 22000 の認定範囲に応じて事務所審査及び／又は組織審査立会を省略することがある。

本協会から既に同等のカテゴリにおいて FSSC 22000 の認定を受けている認証機関の JFS-C 拡大審査(マネジメントシステムの拡大)では、書類審査の結果によって、事務所審査を省略することがある。

14. 機密保持

JFS-C 固有の次の情報は、JFSM に開示する。

- a) 認定の状況を脅かす可能性のある苦情
- b) 機関によって発行された認証文書の有効性に影響を及ぼす可能性のある不適合
- c) 認証機関に対して実施した認定審査に関する情報
- d) JFS-C スキームの問題に関するその他の情報

16. 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小

機関の認定のステータスが変更となる場合（認定の授与、拡大、範囲の縮小、復帰、一時停止又は取下げ）、本協会は FSSC 22000 財団又は JFSM に対してその事実を報告する。

付帯文書 B 付表 1 組織審査予定に係る初回及び拡大の申請条件

1. 初回及び MS 認証の種類を拡大する場合の申請条件

(1)FSSC 22000

申請条件	
1	1 件以上の認証実績 ^{(*)1}
2	申請カテゴリごとに、それぞれ 1 件以上の審査予定 ^{(*)2}
3	上記 1 の中、1 件以上の第一段階を含む審査予定 ^{(*)2}
3	サブカテゴリ C I、C II 及び C III のいずれかで 1 件以上、並びに C IV で 1 件以上の審査予定 ^{(*)2}

(2)JFS-C

申請条件	
1	1 件以上の審査予定 ^{(*)2}
2	セクター C の場合、サブセクター C I、C II 及び C III のいずれかで 1 件以上、並びに C IV で 1 件以上の審査予定 ^{(*)1} ^{(*)3}

2. 既認定の FSSC 22000 のカテゴリ、又は、JFS-C のセクター又はサブセクターを拡大する場合の申請条件

(1)FSSC 22000

申請カテゴリごとに、それぞれ 1 件以上の審査予定^{(*)1}

(2)JFS-C

申請セクター又はサブセクター全体の中で 1 件以上の審査予定^{(*)1}

備考

*1：認証実績とは、認証文書を希望する認証対象組織の認証実績であって、認定基準に適合する契約内容の確認を含む一連の認証プロセスが終了しているか、又は実証できる認証実績をいう。

*2：原則として、組織審査の初回又は再認証とする。ただし、本協会から既に同等のカテゴリ又はサブカテゴリにおいて FSMS の認定を受けている場合は、FSMS 認証に対する FSSC 22000 認証の拡大審査、又は、FSMS 認証又は FSSC 22000 認証に対する JFS-C の拡大審査でもよい。

付帯文書 B 付表 2 初回及び拡大審査における組織審査立会数

1. 初回及び MS の種類を拡大する場合の審査における立会い数

(1)FSSC 22000

立 会 い 数	
1	申請カテゴリごとに、それぞれ 1 件以上
2	上記 1 の中、1 件以上の第一段階を含む審査への立会い
3	サブカテゴリ C I、C II 及び C III のいずれかで立会い件数は 1 件以上、並びに C IV で立会い件数は 1 件以上

(2)JFS-C

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1 件以上
2	セクター C の場合、サブセクター C I、C II 及び C III のいずれかで立会い件数は 1 件以上、並びに C IV で立会い件数は 1 件以上

2. 既認定の FSSC 22000 に係るカテゴリ、又は、JFS-C のセクター又はサブセクターを拡大する場合の立会い数

(1)FSSC 22000

申請カテゴリごとに、それぞれ 1 件以上

(2)JFS-C

申請セクター又はサブセクター全体の中で 1 件以上

改定履歴（公開文書用）

版 番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2007-3-13	QMS PM	MS技術委員会
	(中略)			
33	<ul style="list-style-type: none"> ・ JAB 200 制定に伴う全面改定 ・ IAF MD3:2008 廃止に伴う附属書の削除 ・ IAF MD4:2008 廃止に伴う附属書の削除 	2020-04-21	MSマネジャ ー	技術部長
34	<ul style="list-style-type: none"> ・ JFS-C 認証プログラム文書 Ver3.0 の反映 ・ IAF MD3 廃止に伴う削除 ・ IAF MD5 及び MD22 旧版の削除 ・ その他、編集上の修正 	2021-03-31	MSマネジャ ー	技術部長
35	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な活動の説明を追加 ・ 申請の受理の情報の FSSC 財団、JFSM への通知に係る規定の削除 ・ 認定の拡大に係る規定の見直し ・ 審査立会にかかわる要請（附属書 B）に運用を明記 ・ 20-認シス第 0053 号-「AMS_スコープレス化に伴う認定範囲の管理と審査の方針について」を反映 ・ SJAC 9104-1A:2022 への対応 ・ その他、JAB200 で MS スキーム特有のものや実運用の反映、編集上の修正 	2022-12-16	MSマネジャ ー	技術部長

公益財団法人 日本適合性認定協会

〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2-3

NMF 芝ビル 2F

Tel.03-6823-5746 Fax.03-5439-9586

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。